資料２－１

# 「郵便物に関して知り得た他人の秘密」の第三者提供

# 配達原簿（配達総合情報システム）



○ 日本郵便㈱は、**郵便物の配達に必要な各配達先の世帯情報**をデータベース（配達総合情報システム）として保有している。このデータベースを活用し、区分機によって郵便物を配達する順番に並べ替え、配達員は郵便局内の端末や印字された配達原簿により配達に必要な情報を確認しつつ、各世帯への郵便物の配達を実施している。

○ 配達原簿（配達総合情報システム）は、プライバシーポリシー等で掲げた利用目的のため、**転居届に基づく情報**や、**居住確認のお知らせへの回答**、**現地確認**に基づき、「**配達に必要な情報**」として、**配達先住所**、**世帯主氏名**、**同居人名**、**事業所名**、**転居情報**を、「**円滑な配達のための情報**」として、**宅配BOX 有無**、**配達指定場所有無**等のデータを、システム上に登録・更新している。

○ 配達総合情報システム上のデータは**高セキュリティな社内サーバーで管理**されている。

（郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会　報告書（2022年7月 総務省）p4）

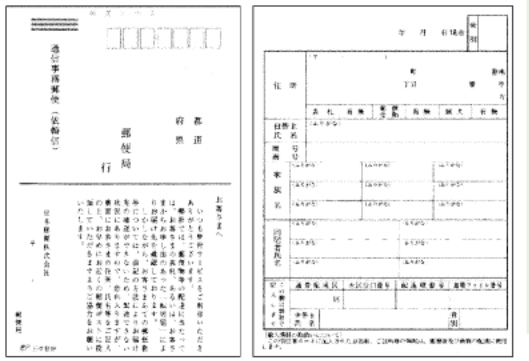
【転居届】



【配達員確認】



【居住者カード】



反映

配達総合情報システム

印字

配達総合情報システム
を印字した原簿

# 転居届

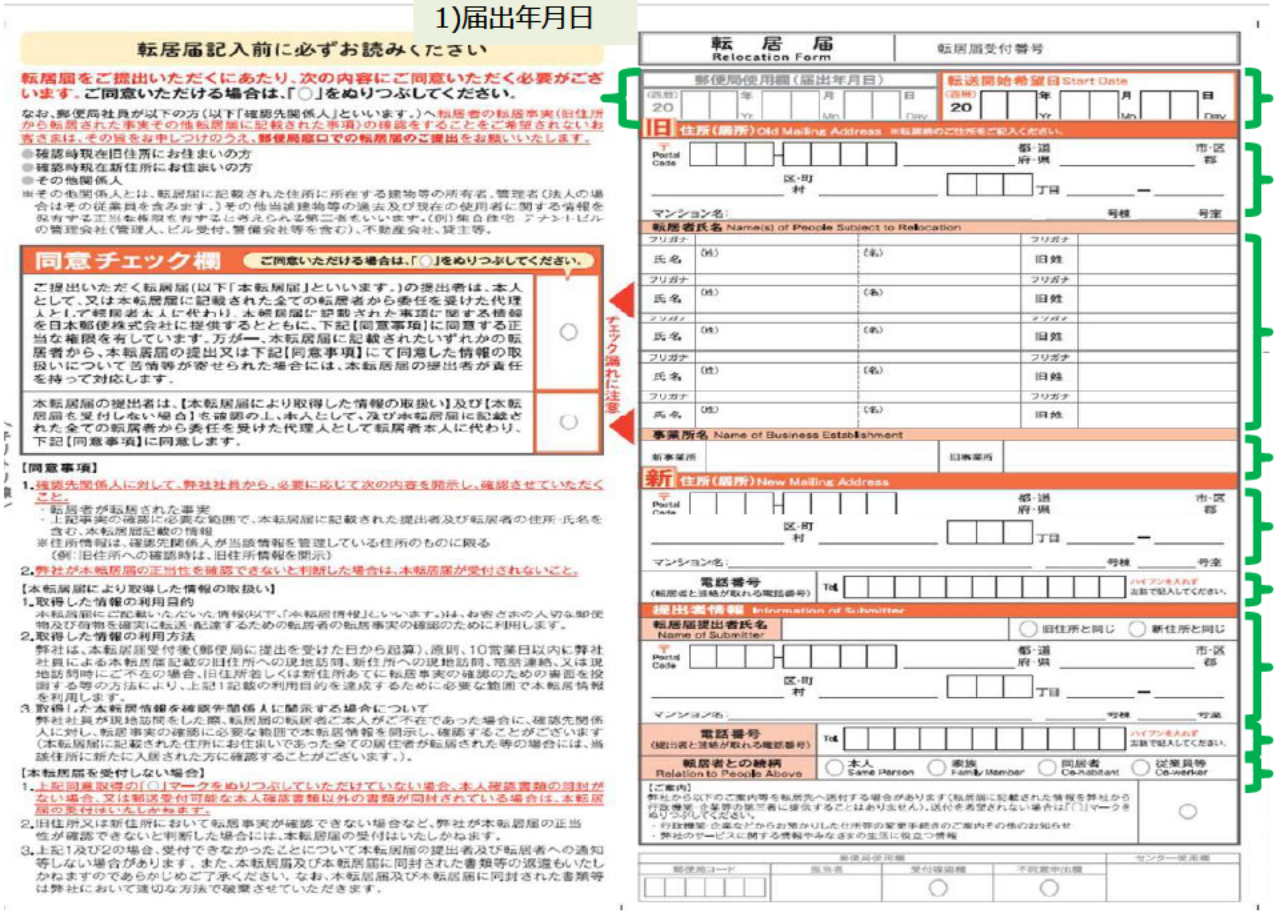


○　日本郵便㈱は、転居に伴い旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送することを希望する利用者からの届出（転居届。e転居を含む。）に基づき、転送開始希望日、旧住所、転居者氏名、引き続き旧住所に居住する者の有無、事業所名、新住所等の情報をデータベース（転居システム）として保有している。

○　転居届に係る情報は、転居届記載の利用目的に基づき、郵便物等の転送等に利用されている。

○　転居システムは、配達総合情報システムとデータ連携し、配達総合情報システムのデータ更新に利用されており、配達総合情報システムと同様に、そのデータは高セキュリティな社内サーバーで管理されている。

（郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会　報告書（2022年7月 総務省）p4）



# 郵便物に関して知り得た他人の秘密



○　郵便物に関して知り得た「**他人の秘密**」（郵便法（昭和22年法律第165号）第８条第２項）とは、信書に限らず、郵便物すべてについて、通信文などの内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所、取扱年月日、差出通数その他**通信そのものの構成要素を成す一切の事項**を指し、**転居届に係る情報**及び**配達原簿に係る情報**も**含まれる**。

※名古屋高裁判決（平成29年６月30日）では、「転居届は通信、信書そのものとはいえず、個々の郵便物とは離れて存在するものであって、転居届に記載された情報が報告されても、個々の郵便物の内容は何ら推知されるものではない。したがって、同情報は、憲法21条2項後段の「通信の秘密」に該当せず、郵便法8条1項の「信書の秘密」にも該当しない。」とされている。

○　「郵便物に関して知り得た他人の秘密」は、**原則として第三者に提供することはできない**が、**比較衡量の結果**、**それらの情報を用いることによる利益**が**秘密を守られる利益**を**上回る**と認められたときには、**第三者提供が可能となる**と考えられる。

（郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説（以下「ガイドライン解説」という。）p65、p104）

**配達原簿**に係る情報

| | | |
|---|---|---|
| 配達原簿 | 基礎情報 | 局/支店コード |
| | | ・・・ |
| | 住所情報 | 住所 |
| | | マンション名 |
| | | 号室 |
| | | ・・・ |
| | 居住者情報 | 居住者氏名 |
| | | 転居情報 |
| | | ・・・ |

**転居届**に係る情報

| | |
|---|---|
| 転居届 | 転居者氏名 |
| | 転居者旧住所 |
| | 転居者新住所 |
| | ・・・ |

事例1）　地方公共団体が、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、**空家等の所有者等の転居届に係る情報**を照会してきた場合

事例3）　徴収職員等が、地方税法等に基づき、**滞納者の転居届に係る情報**を照会してきた場合

事例4）　弁護士会が、弁護士法に基づき、**訴え提起等の法的手続を採ろうとする者の申立ての相手方の転居届に係る情報**を照会してきた場合

⇨　特定の転居者の「**転居者新住所**」を第三者提供

事例2）大規模災害等の緊急時に、**被災者情報・負傷者情報等**を地方公共団体等に提供する場合

⇨　「公表された安否不明者リスト」と「配達原簿に係る情報」で一致しない者の「**住所情報**」及び「**居住者情報**」を第三者提供
（能登半島地震の例）

# 比較衡量の考え方



○　ガイドライン解説における「比較衡量」の考え方は、名古屋高裁判決（平成29年6月30日）などを受けたものであるところ、同判決では、郵便法第8条第2項に基づく**守秘義務**と弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項に基づく照会に対する**報告義務**との関係について、「報告を拒絶する正当な理由があるか否かについては、照会事項ごとに、これを**報告することによって生ずる不利益**と**報告を拒絶することによって犠牲となる利益**との**比較衡量**により決せられるべきである」としており、その当てはめの結果は以下のとおりである。

| 報告を拒絶することによって犠牲となる利益（情報を用いることによる利益） | | 報告することによって生ずる不利益（秘密を守られる利益） | |
|---|---|---|---|
| 判示（抜粋） | 考慮要素 | 判示（抜粋） | 考慮要素 |
| ・報告が拒絶されれば、（略）司法手続によって救済が認められた権利を実現する機会を奪われることになり、これにより損なわれる利益は大きい。 | **情報を用いることによる利益の大きさ** | ・住居所や電話番号は、人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には開示されることが予定されている情報であり、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。 | **情報の秘匿性の程度**<br>―人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には開示されることが予定されている情報か<br>―個人の内面に関わるような情報か |
| ・（転居届の有無及び届出年月日並びに転居届記載の新住居所は）強制執行手続（動産執行）をするに当たり、これを知る必要性が高い<br>・（新住居所の電話番号は）これを知れば、さらに通信事業会社に照会するなどして、住居所についての情報を取得することができる可能性があるとしても、住居所を知る手段としては間接的なものである。（略）動産執行を申し立てるに当たって、債務者の電話番号は記載事項とはされていない（略）。 | **情報の必要性の程度**<br>―利益の実現に当たって、情報を知る必要性が高いか<br>―利益の実現に当たって、他に手段はあるか | ・各弁護士会は、会員である個々の弁護士に対し、23条照会により得られた報告について、慎重に取り扱うよう求め、当該照会申出の目的以外に使用することを禁じ（略）、依頼者により情報の漏えいや目的外の使用がされることがないよう配慮することを求めるなどしているのであるから（略）、本件照会事項に係る情報が不必要に拡散されるおそれは低いと判断される。 | **情報が不必要に拡散されるおそれの程度**<br>―情報漏えい、目的外利用がないよう配慮されているか |

⇨ 転居届の有無・届出年月日、転居届記載の新住居所　：**報告を拒絶することによって犠牲となる利益**　が優越

新住居所の電話番号　：**報告することによって生ずる不利益**　が優越